

● 予算委員会

10月24日（木） **総括質疑**

{ 内閣総理大臣 安倍晋三、経済産業大臣 茂木 敏充、復興大臣 根本匠、
原子力規制委員会委員長 田中 俊一、東京電力株式会社代表執行役社長 廣
瀬直己 }

(主な論点)

冒頭、福島第一原発を視察した安倍総理の認識を確認した後、東電敷地内は、放射性廃棄物の処理及び暫定保管施設と見る必要があると指摘し、茂木経産大臣の見解を質した。汚染水対策、瓦礫処理を含め相当な作業が残っているとの答弁に対し、廃棄物の処理施設の耐久性を高め、半恒久的な施設にする信頼性向上対策実施計画を東京電力が策定しているが、フォローアップの状況、実施状況を質し、施設自体が仮設的なものからスタートしているという状況を認識して、廃炉に向けた作業を進めて頂きたいと要望した。

次に、汚染水の除去につき、処理の工程表を確認した上で、水処理二次廃棄物の管理に当たってのリスクについて、茂木大臣の認識を質した。安全な長期保管や処分のための技術開発を行っていかねばならないとの答弁に続き、固形廃棄物の管理、デブリの取り出しについて、東京電力及び政府に確認した後、原発のリスク評価について、田中原子力規制委員会委員長に質した。トータルとしてリスクの軽減化を図っていくとの答弁に対し、区域見直しのための指標が、放射線量一本であることを指摘し、サイト全体が周辺に与える影響をどう評価していくかという課題を指摘して、根本復興大臣の考えを質した。

更に、サイト内では様々なリスクが生じる中、どのように復興計画、期間計画をつくるのかという課題を指摘し、不安の要素を解消するために、バッファーを作るべきだと主張し、根本大臣の見解を質した。

最後に、原発周辺の地域をどういう土地利用にするべきかは、国がやるべきだと指摘して、質疑を締め括った。

●財政金融委員会

11月7日（木） 財政及び金融等に関する調査

{ 財務大臣 麻生太郎 }

(主な論点)

冒頭、復興特別法人税の一年前倒し廃止につき、国の約束を違えるのは、被災地域にとってはあってはならないと指摘し、復興を支える財源として、今の形でやる決断を麻生大臣に求めた。

次に、財政法4条にかかわる特例公債の発行が当たり前という状況につき、麻生大臣の認識を質した。更に、国債費約22兆円の内訳は、償還費と利払い費であるが、定率繰り入れが伸びても、利息が下がったので、利払い費が伸びない中で、長期金利の推移によっては、公的債務の発散リスクが生じると指摘した上で、日本の長期金利が非常に低いのは、日銀の異次元の量的緩和の影響なのかにつき、麻生大臣の見解を質した。続いて、日銀による90兆の長期国債の買入れが、相当の金利抑圧圧力になると指摘して、金利上昇の財政に与える影響につき、麻生大臣の認識を質した。厳しい状況は間違いなく、問題点を抱えているとの認識は持たねばならないとの答弁に対し、物価の上昇に連動して金利も上昇するので、インフレになると公的債務も膨れていくと指摘した上で、最近では歳出抑制、歳出改革に向けての努力が見えてこないとして、人口減少社会で社会保障制度改革をどうするのか、麻生大臣の見解を質した。

更に、成長戦略につき、需要サイド、消費の段階からみて、消費の6割が個人消費だが、名目成長率が伸びても、個人消費が追いついていかないし、また、輸出についても、経常収支の黒字を日本だけが続けられるか保証がないと指摘した。

最後に、人口が減少する中での経済運営は、保守的に見る事が非常に大切だと強調して質疑を締め括った。

11月14日（木） 特別会計に関する法律等の一部を改正する法律案

{ 財務大臣 麻生太郎、財務副大臣 愛知治郎 }

(主な論点)

冒頭、消費税率アップと地方財政の関係につき、三位一体改革は、歳出カット、歳出改革であり、それに税源移譲を付け加えたものが改革の姿であり、財政力の弱い団体は苦しくなり、東京のような不交付団体との不均衡を拡大するので、自治体間の財政のアンバランスを調整する水平的調整の仕組みができたこと指摘した上、今回の消費税率が10%に上がった場合でも、東京の税収が増え、自治体間の格差が広がっていくとして、財務省の見解を質した。

次ぎに、国債の整理特別会計の定率繰り入れと60年償還との関係につき、前年度の期首ではなく、借入総額の一定額を繰り入れるべきだと主張した上で、愛知副大臣の見解を質した。定率繰り入れに加え、剰余金繰入れや予算繰入れ等を行い全体として償還財源を確保するとの答弁に対し、60年償還のルールをしっかりと守って頂きたいと指摘した。

更に、福島県の除染、賠償、廃炉の財源問題につき、特に廃炉には、全体としてどれだけ費用が掛かるか分からないので、廃炉については、国費をどういう考えで、どの程度まで入れるのか、東電の負担はどれだけか、除染については、どういう考えで東電に昇級していくのか、償還計画をどのように立て、考え方をどうするのか、検討の方向性とスケジュールを麻生大臣に質して、質疑を締め括った。

11月21日（木） 財政及び金融等に関する調査（参考人質疑）
（金融機関における反社会的勢力との取引問題に関する件）

{ 一般社団法人全国銀行協会会長 國部毅、株式会社みずほ銀行取締役頭取 佐藤康博、日本証券業協会会長 稲野輪利、一般社団法人日本クレジット協会会長 大森一廣 }

（主な論点）

冒頭、今回の反社会的団体との取引の案件は、リスク管理であるとした上で、自行の債権という意識が薄かったとの説明に納得しているのか、佐藤頭取に質した。自行債権の認識、反社に対する意識の希薄さにより、代位弁済まで至らなかったと答弁に対し、みずほ銀行とオリコとの基本契約にある暴排条項に基づく取引解消に向けた指示を出さなかったのか質した。入口のチェックで排除することが、システム等の問題で中途半端に終わり、代位弁済のところが忘れ去られたとの答弁に対して、当時どのようなやり取りがあって、そのような決断をしたのは、リスク管理の大きなテーマであると指摘した。

次に、平成24年12月から平成25年3月までの金融検査で議論されていた中身につき、佐藤頭取に確認した上で、9月27日の行政処分に関し、処分が出されることを、どのように認識していたのか質した。3月の検査での指摘を受け、オリコの提携ローンの問題点を認識したので、システムをつないでオリコの入り口で遮断し、代位弁済に注力していたとの答弁に対して、行政処分が出される段階までに、問題がトップまで上がらず、行内の中でしかるべき議論がなされていなかったことは問題だと指摘し、リスク管理の観点から、徹底的に詰めることの重要性を強調した。

更に、全国銀行協会は、金銭消費貸借契約への暴対条項の導入を改めて徹底するというが、前から進めていなかったのか、國部会長に質した。2008年11月に通達し、今回改めて通達したとの答弁に対し、みずほ銀行とオリコの契約には暴排条項が入っていなかったと指摘した。みずほ銀行は入れていく方向で検討するとの佐藤頭取の答弁に対し、代位弁済と暴排条項の導入のどちらを優先するのか確認した。みずほ銀行とオリコ間で作った委員会の中で、債務者ごとに方策を協議しながら、最も回収が進む方法を協議するとの答弁に対して、預金保険機構による特定回収困難債権の買取り制度の利用を積極的に検討するとのニュースリリースの趣旨を確認した上で、これを利用して事前審査が甘くなることのないように要望して、質疑を締め括った。

11月28日（木）午前 財政及び金融等に関する調査

（金融機関における反社会的勢力との取引問題に関する件）

{ 金融担当大臣 麻生太郎、金融庁検査局長 森信親、金融庁監督局長 細溝清史 }

（主な論点）

冒頭、みずほ銀行による第三者委員会報告書に対する麻生大臣の評価を確認した上で、報告書には330件の案件の処理をなぜ行わなかったのかという原因追及の核心部分が書かれていないと指摘し、みずほ銀行コンプライアンス統括部とオリコでどのような話があったのか金融庁の検査官は聞いたのかを質した。事実と異なる報告があり、今も検証中との答弁に対し、みずほ銀行の上層部に誰が報告を上げない判断をしたのかを金融検査で聞いたのかを質した。森局長は、具体的検査のやりとりについてコメントを差し控えるが、ガバナンス上の問題がなかったか検証する必要があると答弁した。

次に、担当役員までしか報告が上がっていないことが分かったときに、どういう議論をしたのか、金融庁とみずほ銀行の間にやりとりがなかったことは緊張感が感じられないとし、コンプライアンスなど銀行がやるべきことをやっていないと指摘した上で、事象だけやり、あとは処分するだけという金融検査の在り方につき、森局長の見解を質した。森局長は、極めて重要な問題には、事実関係の把握だけではなく、問題の根本原因に遡った検証を深めることが重要だとし、その方向で検査に取り組むと答弁した。

更に、業務改善命令には「経営責任の所在の明確化」とあるが、業務改善報告書に記載はないが処分は行われたと指摘して、経営責任の所在の明確化が何を意味するのかを質した。細溝局長は、問題の発生原因等を踏まえ、経営陣のうち誰がどのような責任を有しているかを明確にし、自主的な社内処分を含め必要な対応を求めることだとし、みずほ銀行の処分については、きちんと精査したいと答弁した。みずほ銀行の処分が、明確化に対してきちっと対応しているかどうか金融庁として判断する必要があるとした。

最後に、みずほ銀行の報告書は事象しか書いておらず、なぜこうなったかの深入りが無いのは、検査の中でそのようなやりとりがなかったからだを指摘し、これからの金融検査は、銀行と一緒に考えて考えるスタンスがあってしかるべきだと指摘して質疑を締め括った。

11月28日（木）午後 財政及び金融等に関する調査
（金融機関の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件）

{ 財務大臣・金融担当大臣 麻生太郎、財務副大臣 愛知治郎 }

（主な論点）

冒頭、リーマン・ショックから得られた教訓につき、麻生大臣の認識を質した。投資家が突然いなくなる、リスクを避けるために一気に動き、市場流動性が収縮するような、不連続の危機が、予測不可能な複雑な経営の中で起こるとして、歴史家ニール・ファーガソンによる「複雑系の崩壊」を引用して、日本財政の750兆円、1000兆円の債務の拡大リスクが非常に高いとし、予見できないリスクの中、何が起こるか分からないという意識を持つことが大事だと指摘して、麻生大臣の見解を質した。麻生大臣は、日本はこちらが加害者になり得る可能性を意識して、対応は重々注意して事に当たっていかねばならないと答弁した。

次に、日銀の国債買入れやアメリカ・EUの金融緩和により世界中でお金が余っている中、財政の状況は強い危機意識を持ってウォッチする必要があると指摘した上で、日銀の国債買入れ計画が14年末には190兆円となり、13年3月末には91兆円なので、100兆円くらいのお金が市場に出てきたときにどうなるのか、国内的にどの受皿があるのか、株式、不動産、あるいは海外に向かうのか、そのインパクトについて麻生大臣の見解を質した。麻生大臣は、日銀が国債を市中から買うということは、市中にお金を出すということだが、市中に回っていない。市中にお金が回るように産業成長戦略を動かし、市場が動き出すようにしていることがうまくいくかどうか最大の問題だと答弁した。

最後に、金融緩和を引き締めるとき、資金が引き上げられるのではないかと、新興国は非常に神経質になっている中、日本はどのような役割を果たしていくのか議論をさせて頂きたいと述べて、質疑を締め括った。

●東日本大震災復興特別委員会

12月4日（水） 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

{ 復興大臣 根本匠 }

(主な論点)

冒頭、津波地域の復興につき、高台移転や津波復興拠点整備事業など大変難しいプロジェクトが取り組まれている中、依然として土地問題が被災地域の自治体にとって大きな問題であると指摘し、量の問題（区画整理事業等を行う自治体の負担）と制度の問題（不在者財産管理人制度、相続財産管理制度などが活用されていないこと）につき、根本復興大臣の認識を質した。財産管理人制度については、裁判所や司法書士会等の協力を得て、円滑な申し立てを支援する取り組みを進めているとの答弁に対して、市町村の職員には丁寧な説明をし、地元の要望を聞きながら、改善できる余地があれば改善して頂きたいと要望した。

次に、土地収用法の対象事業に高台移転が入っておらず、平場が限定されている地域では、土地の確保に困っていることと指摘した上で、特区制度を利用して、収用法の対象事業にすることを検討して頂きたいとして、根本大臣の見解を質した。根本大臣は、防災集団移転事業を収用適格事業にできなかいと考えたが、事業計画を変更して別の形にするなど様々な工夫があると答弁した。

続いて、仮設住宅における心のケアの問題には、復興庁が主導して対応するべきだとして、根本大臣の見解を質した。根本大臣は、同感であり、しっかり取り組んでいきたいと答弁した。

最後に、復興庁の職員を督励し、仮設住宅などの現地に出して、話を聞いて頂きたいと強く要望して質疑を締め括った。